

地 域 組 織 会 長 殿

公益社団法人 日本歯科技工士会
専務理事 松 井 哲 也
(公印省略)

日技准終身会員の申請手続きについて

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、第11回社員総会(2022年6月18日開催)に於いて承認されました「准終身会員」制度について2022年度より実施いたしておりますが、地域組織より申請基準についての問合せが多数ありました。

つきましては、准終身会員制度の申請基準を明確にするため、2024年度申請分より申請事由を証明する書類を提出していただくことになりました。下記をご参考にご対応の程よろしくお願いいたします。

当制度が会員にとって意義ある制度になるよう何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

記

申請事由を証明する書類 ≪勤務先の退職、事業の廃止(廃業)等を証明するための書類≫

≪提出書類例≫ ※下記のいずれかの書類1点を添付してください。

- ◆勤務先の定年退職、退職の場合
 - ・社会保険の被保険者資格喪失届【写し】
 - ・社会保険の資格喪失確認通知書【写し】
 - ・雇用保険の被保険者離職証明書【写し】
 - ・雇用保険被保険者離職票【写し】
 - ・退職証明書【写し】
- ◆歯科技工所廃業の場合
 - ・保健所、税務者へ提出した廃業届【写し】
- ◆その他申請がやむを得ない事由であることを証明する書類
 - ・診断書【写し】等

※2024年度申請手続きについては改めて2024年1月頃ご連絡いたします。

以 上

地域組織連盟会長 殿

日本歯科技工士連盟
理事長 時見高志
(公印省略)

2023 年 4 月～2024 年 3 月度

日技連盟准終身会員の申請手続きについて

毎々の会務ご協力を深謝いたします。

さて、2023 年度評議員会（2023 年 3 月 18 日開催）に於いて承認されました「日技連盟准終身会員」制度について、下記要領をご確認の上申請手続きいただきますようお願いいたします。

なお、2023 年 4 月～2024 年 3 月度については年度途中であるため、准終身会員会費相当額の差額分を返金させていただきます。返金方法については下記「要領 3」をご確認ください。

記

1. 2023 年 4 月～2024 年 3 月度准終身会員該当者資格 《会員管理会費規程第 2 条 2 項》

資格要件 (1) : 2023 年 3 月 31 日現在、日本歯科技工士連盟 (以下、日技連盟) に在籍 15 年以上の
会員

【平成 20 年 3 月以前の日技連盟入会者で現在まで引続き在籍していること】

(2) : 2023 年 3 月 31 日までに満 60 歳以上満 70 歳未満かつ、歯科技工を業として行わない
会員 (歯科技工の収入がない会員)

【昭和 29 年 4 月 1 日～昭和 38 年 3 月 31 日以前の誕生日であること】

※60 歳の誕生日を迎えた翌年度の 4 月から申請資格者

◆上記の資格要件 (1) 及び (2) を満たした会員から申請があり、地域組織連盟会長が承認したものが 2023 年 4 月～2024 年 3 月度からの「日技連盟准終身会員」申請資格者です。

◆日本歯科技工士連盟役員会は地域組織より提出された「申請書」承認の決議を行います。
また、会員が資格喪失した場合についても日技連盟役員会において決議を行います。

2. 日技連盟准終身会員の会費

年額 1,000 円《広報誌発送等事務相当額》

◆有資格者会員会費 (月額 400 円) は免除です。

◆年額制会費の為、年度途中の申請は認められません。必ず、期日までに申請してください。

3. 2023年4月～2023年6月度会費差額分内訳と返金方法について

200円を返金（日技連盟会費<3ヶ月分>1,200円の内200円返金。会員負担額1,000円）

- ① ニチギデータセンターを利用した口座振替制度実施地域組織
2023年7月27日口座振替時（2023年7,8,9月度会費振替）に相殺します。
- ② ニチギデータセンターを利用した口座振替制度を実施していない地域組織
「2023年7月度日技会費納入依頼書」（2023年8月上旬発送）で相殺し請求します。
- ③ 上記①、②の方法にて相殺できない場合は、返金方法を地域組織連盟と相談の上、決定します。

4. 申請事由を証明する書類

勤務先の退職、事業の廃止（廃業）等を証明するための書類の提出

《提出書類例》 ※下記のいずれかの書類1点を添付してください。

◆ 勤務先の定年退職、退職の場合

- ・ 社会保険の被保険者資格喪失届【写し】
- ・ 資格喪失確認通知書【写し】
- ・ 雇用保険の被保険者離職証明書【写し】
- ・ 雇用保険被保険者離職票【写し】
- ・ 退職証明書【写し】

◆ 歯科技工所廃業の場合

- ・ 保健所、税務者へ提出した廃業届【写し】

◆ その他申請がやむを得ない事由であることを証明する書類

- ・ 診断書【写し】等

5. 申請方法

- ◆ 同封の『准終身会員申請書』に必要事項を記入し、必ず地域組織連盟会長の所見を書添え提出して下さい。
- ◆ 「4. 申請事由を証明する書類」のいずれかを提出して下さい。証明する書類の提出がない場合は申請が認められないことがあります。

6. 申請書提出期限

2023年5月31日（日技連盟必着）

- ◆ 提出期限後の申請は、2023年4月～2024年3月度適用の資格があっても2024年4月～2025年3月度からの適用になります。

以上

日技連盟准終身会員申請書

年 月 日

日本歯科技工士連盟会長 殿

_____ 都道府県歯科技工士連盟

会 長 _____ ⑩

今般、会員管理及び会費規程第2条2項により、下記のとおり申請いたします。

記

所属地域組織連盟	都道 府県	支部 (地区)										
〈会員コード番号〉	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											
申請書名												
生年月日	_____年_____月_____日生 (_____ 歳)											
申請年度	_____年4月～_____年3月度から終身会員適用まで ※会員が資格を喪失した場合はこの限りではない											
申請事由	<p>1. 勤務先定年退職 (_____年_____月退職)</p> <p>2. 自営技工所廃業 (_____年_____月廃業)</p> <p>3. その他 [_____]</p> <p>※具体的に記入して下さい</p>											
地域組織連盟会長 所見												
※できる限り詳細にご記入 ください												